

戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）
「包摂的コミュニティプラットフォームの構築」運用規程

令和5年6月12日
国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所

（目 的）

第1条 この規程は、戦略的イノベーション創造プログラム（以下「S I P」という。）「包摂的コミュニティプラットフォームの構築」（以下「包摂的コミュニティ」という。）の実施に関して、「科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針（総合科学技術・イノベーション会議）（令和4年12月23日改正）、「戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）運用指針」（令和5年5月18日改正）、「戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）評価に関する運用指針」（令和4年12月23日）、「戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）知的財産の扱いに関する運用指針」（令和4年12月23日）、「戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）利益相反マネジメントポリシー（令和4年12月23日）」、「戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）利益相反マネジメント規則」（令和4年12月23日）に定めるもののほか、S I P包摂的コミュニティの専門性を鑑み、効率的、効果的に研究開発テーマのマネジメントを実施するために必要な事項を定める（以下「本規程」という。）ことを目的とする

（研究推進法人）

第2条 国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究推進法人」という。）は、S I P包摂的コミュニティの実施にあたって、効率的、効果的に研究開発テーマのマネジメントを実施するため、次の業務を行う。

（1）予算執行・管理に係る業務

予算執行に係る業務については、（3）計画の運用に係る業務に規定する管理・運営担当グループの支援を得て研究推進法人 総務部において処理する。なお、研究推進法人が担当する業務の範囲は研究推進法人が予算を執行する範囲とする。

（2）委託研究開発契約に係る業務

契約に係る業務については、（3）計画の運用に係る業務で規定する管理・運営担当グループの支援を得て研究推進法人 戦略企画部において処理する。

（3）計画の推進に係る業務

計画の推進及び公平公正な管理に関する業務は、研究推進法人 戦略企画部において以下の事務を行う。

ア 推進

プログラムディレクター（以下「PD」という。）、サブプログラムディレクター、

研究開発責任者等の支援、進捗管理、連携調整、関連事項の調査・分析、研究チーム全体会議、自己評価報告書の作成支援等のSIP包摂的コミュニティの積極的な推進に係る業務をプロジェクトマネージャーが主となって行う。

イ 管理

第4条で規定する委員会の庶務、第三者評価報告書（ピアレビュー）等の作成支援、研究開発責任者の公募、関係省庁に係る事務、（1）及び（2）で規定する業務の支援等の公正公平の観点に基づく客観的な管理に係る業務を行う。

（委員会）

第3条 SIP包摂的コミュニティの公正公平な運用を行うために、次の委員会を置く。なお、これら委員会の設置、運営またそれらに付随する庶務は、研究推進法人が行う。

- （1） 審査委員会
- （2） ピアレビュー委員会
- （3） 知的財産委員会（以下「知財委員会」という。）

（審査委員会）

第4条 審査委員会は、次に掲げる事項をつかさどる。なお、当該委員会の設置、運用に係る規程は別途定める。なお、これら委員会の設置、運営またそれらに付随する庶務は、研究推進法人が行う。

- ア 研究開発責任者の選定審査
- イ その他、必要な審査

（ピアレビュー委員会）

第5条 ピアレビュー委員会は、次に掲げる事項をつかさどる。なお、当該委員会の設置、運用に係る規程は別途定める。なお、これら委員会の設置、運営またそれらに付随する庶務は、研究推進法人が行う。

- ア 毎年度末評価
- イ 最終評価
- ウ その他、必要な評価

（知財委員会）

第6条 知財委員会は、次に掲げる事項をつかさどる。なお、当該委員会の設置、運用に係る規程は別途定める。なお、これら委員会の設置、運営またそれらに付随する庶務は、研究推進法人が行う。

- （1） 研究開発成果に関する論文発表、発明・考案・ノウハウ等の知的財産（以下「知財」という。）及び知財の権利化・秘匿化・公表等の方針決定
- （2） その他、知財に関して法令により定められた権利または法律上保護される利益に係

る権利とノウハウを使用する権利（以下「知財権」という。）の実施許諾等に関する必要な調整

（研究チーム全体会議）

第7条 S I P包摂的コミュニティの進捗管理、情報共有のため、研究推進法人の主催により、「研究チーム全体会議」を開催し、計画の推進に努める。なお、当会議の運営に係る規程は別途定める。

（利益相反）

第8条 研究推進法人は、S I P包摂的コミュニティ関係者による研究開発計画等の推進に当たって、当該関係者による利益相反による問題を避けるための措置を実施するとともに、当該関係者が利益相反による疑念を持たれかねない場合に説明責任を果たすことができるよう透明性を確保するための必要な手続を実施する。

（各種決裁及び承認）

第9条 S I P包摂的コミュニティの運営に伴う事務手続等は、研究推進法人が定める。

2 事務手続きの処理は、研究推進法人の事務処理規程に準拠して行う。

（雑 則）

第11条 本規程に定めのない事項が生じた場合は、PDと研究推進法人との間で協議の上、定める。

第12条 本規程の有効期間は、S I P包摂的コミュニティの実施期間とする。

第13条 本規程は、変更の必要が生じた場合には随時改定する。